

県営都市公園 牧野ヶ池緑地
指定管理者業務仕様書

愛 知 県 都 市 ・ 交 通 局

目 次

第1 目的	1
第2 公園の管理運営業務の基本方針	1
第3 法令等の遵守	1
第4 利用時間及び休業日	
1 利用時間	1
2 休業日	1
第5 業務内容	
1 指定管理者の業務及び管理の基準	1
2 指定管理者の業務から除く範囲	2
3 体制の確保	2
4 運営業務	2
5 植物管理業務	4
6 施設管理業務	5
7 管理運営において配慮すべき事項	6
8 資格	6
9 再委託	7
第6 管理運営に要する費用	7
第7 経理	
1 予算執行	7
2 経理規定	7
3 立ち入り検査	7
第8 事業計画書及び事業報告書の提出	7
第9 物品	8
第10 施設の維持補修・改良、更新	8
第11 損害賠償等	9

第12 保険への加入	9
第13 指定期間の前に行う業務	9
第14 留意事項	9
第15 報告	10
第16 その他	10
県が定める物品品目別一覧表	11
別表1 主なイベント、行事等	12
別表2 現行の警備方法	13
別表3 植物に係る維持管理業務	14
別表4 施設に係る維持管理業務	15
別表5 施設（建物）に係る維持管理業務	17

県営都市公園 牧野ヶ池緑地指定管理者業務仕様書

第1 目 的

県営都市公園 牧野ヶ池緑地（以下「公園」という。）の利用者への便宜供与及び利用促進並びに管理運営に付帯する業務に必要な仕様を定める。

第2 公園の管理運営業務の基本方針

- 1 公園を広く県民の利用に供するとともに、公園の適正な管理を期するものとする。
- 2 名古屋市名東区の丘陵地に位置し、多目的広場、自由広場、芝生広場、児童園が整備され、その特色を生かし、安全安心で楽しく県民に愛される公園を目指した管理運営を行うものとする。なお、中央部はゴルフ場となっている。

第3 法令等の遵守

公園の管理運営業務を行うにあたって、関連法令がある場合は、それらを順守することとする。特に以下について注意する。

- (1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）、都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (4) 愛知県都市公園条例（昭和32年愛知県条例第22号）、愛知県都市公園管理規則（昭和52年愛知県規則第33号）
- (5) 施設維持、設備保守点検に関する法規
水道法（昭和32年法律第177号）、消防法（昭和23年法律第186号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）等
- (6) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (7) その他の関係法令

第4 利用時間及び休業日

1 利用時間

公園施設の利用時間は愛知県都市公園管理規則第2条に定める時間とする。ただし、県民サービス向上のためにこれを超えて開業する提案があった場合及び規則で定める時間を開業しない場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 休業日

公園施設の休業日は、愛知県都市公園管理規則第1条に定める日とする。ただし、県民サービス向上のためにこれを超えて開業する提案があった場合及び規則で定める日を開業しない場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第5 業務内容

1 指定管理者の業務及び管理の基準

（業務）

- (1) 公園施設の利用を許可すること。
- (2) 公園施設の利用の許可に条件を付けること。
- (3) 公園施設の利用の許可に係る行為の中止を承認すること。
- (4) その他公園を維持管理し、及び運営すること。

(基準)

- (1) 関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、誠実に指定管理者業務を行うこと。
- (2) 公園施設を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
- (3) 指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。
- (4) (1) から (3) のほか、知事が定める基準

2 指定管理者の業務から除く範囲

指定管理者に別に設置許可を与える施設、第三者が管理する管理許可施設、設置許可施設（3施設の合計16件）及び占用物件については、第5の4から6の業務は行う必要はないものとする。

3 体制の確保

- (1) 本公園の管理運営にかかる業務を適切に実施するため、業務全体を総合的に把握し調整する総括責任者及び業務の区分（運営業務、植物管理業務、施設管理業務）ごとに総合的に把握し調整する業務責任者を定め、業務の開始前に県に報告するものとする。（各業務責任者は兼務可とする。）
総括責任者及び業務責任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 本仕様書に掲げる業務に支障のないように要員を配置し、管理運営にあたるものとする。
- (3) 業務を実施する者は、その内容に応じ、造園施工管理士及び公園管理運営士などの必要な知識、技能及び経験を有する者とする。
- (4) 管理事務所長（総括責任者と兼ねることができる。）を1人配置する。
- (5) 運営組織体制を保持し、職員の育成及び運営に必要な研修をマニュアル化し、実施する。

4 運営業務

公園は、常に利用者に開かれたものとし、県民をはじめとするすべての公園利用者に対し公平な運営に留意して以下の業務を行うとともに、公園利用者への便宜供与、利用促進、安全管理について、指定管理者の判断により適切に行う。

- (1) 園内案内、利用案内、接遇業務
 - ア 本公園が愛知県の公の施設であることを認識し、常に県民本位の観点から案内業務、接客対応、電話対応、団体対応（学校行事・一般団体・視察等）、苦情対応等にあたる。
 - イ 利用受付（愛知県都市公園条例別表第1に掲げる公園施設（以下「有料施設」という。）及び無料施設の一部）はネットあいち施設予約システムにより行うものとし、施設利用者に事前に利用登録させるものとする。
 - ウ 公園に関する要望及び苦情に対しては誠意をもって対応するとともに、速やかに内容を県へ報告する。
- (2) 公園利用者ニーズの把握とサービス向上に関する業務
 - ア 利用者や地域住民の意見・要望の聴取等、利用者ニーズの適切な把握を行う。
 - イ 利用者ニーズを反映した運営を行い、サービス向上に努める。
- (3) 利用促進に関する業務
 - ア 定期又は不定期に行うイベント等を企画し実施する。
公園で実施する主なイベント、行事等については、県等が行うイベント、行事等（別表1）を参考に公園の利用促進が図れるよう指定管理者の判断で実施する。

- イ イベント開催時には、詳細事項についてマニュアルを作成する。
 - ウ 県又は県内市町村、他団体等が開催するイベント等へ支援協力する。
 - エ 総合的な学習の時間における利用、遠足等児童生徒の利用、学校行事促進に積極的に取り組む。
 - オ 公園利用におけるマナーの向上を図る。
 - カ 各種団体へ誘客活動を行う。
- (4) 本公園の情報提供、広報、広告に関する業務
- ア PR用ポスター、パンフレット、チラシ等を作成・配布する
 - イ 各種のマスメディア、旅行代理店等を利用した誘客に努める。
 - ウ 公園を紹介するウェブページの開設、メンテナンスをする。
 - エ 他の県有施設等との連携を積極的に図り、他の県有施設及び県内市町村等を紹介するポスターの掲示、パンフレット・チラシ等の配付等を行い、相互の利用促進を図る。
 - オ 当該公園が指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者名と設置者としての県の連絡先を公園内に表示する。
- (5) 地元自治体、各種団体、地域住民、公共機関等との連絡調整業務
- ア 地元自治体、各種団体、地域住民、公共機関等と協調を図り利用促進活動に努める。
 - イ 地元自治体、各種団体、地域住民、公共機関等からの依頼等には誠意を持って対応する。
 - ウ 近隣地域への対応にあたっては、地域社会の一員であることを認識し、誠意をもって対応し、地域振興に資する活動等についても、積極的に取り組む。
- (6) 県民やボランティア等との協働事業の推進
- ア ボランティア等との協働により、施設管理や環境保全に資する活動や環境教育、体験学習等を積極的に推進する。
 - イ ボランティア等との協働により、公園利用者参加型のイベント等の開催を積極的に推進する。
 - ウ ボランティア養成講座の開講等継続的な協働活動を推進する。
- (7) 迷子、拾得物及び遺失物の対応に関する業務
- 迷子の捜索・保護及び放送並びに拾得物の保管並びに遺失物の捜索を行う。状況に応じて警察等の協力を要請する等、適切な対応に努める。
- (8) 各施設、ゲートの開錠及び施錠の管理業務
- ア 開錠及び施錠は確実に行うこと。特に施錠については複数回確認する。
 - イ 鍵の保管は厳重に行うこと。
- (9) 緊急・救急対応に関する業務
- ア 災害及び公園内で急病人やけが人、犯罪等が発生した場合の対応、救護及び関係部署への速やかな通報、事故報告を行う。
 - イ 緊急・救急対応は県が定める「風水害等の対応マニュアル」などによって対応する。
 - ウ 災害その他の事故等に迅速に対応できるよう、簡易な薬品、資機材等を常備するとともに、県が定めるマニュアルとは別に詳細事項についてマニュアルを整備し、職員へ周知するとともに、災害時の連携・協力に関する県・市町村等との事前調整など、非常時の対応について十分な対策を講じる。
 - エ 災害その他の事故等が発生した場合は、マニュアル等に基づき、利用者の安全確保を第一に、直ちに、最も適切な措置を講じる。
- なお、利用者が帰宅困難となった場合、災害情報の提供に努めるとともに、マニュアル等に基づき、近隣の避難所等へ誘導を行う。

オ 本公園は、名古屋市の指定避難所に指定されていないが、名古屋市から本施設を指定避難所として指定することについて打診があった場合には、速やかに県に報告するとともに、可能な限り名古屋市からの打診に応じることを前提に、名古屋市及び県と協議を行うこと。

カ 指定管理業務に従事する者に対して自動対外式除細動器（ＡＥＤ）の取扱い研修を受けさせること。

(10) 警備に関する業務

ア 利用時間内においては、施設内を適宜巡回し、不審者・不審車両の侵入防止、火の元及び消火器・火災報知器等の点検、放置物の除去等避難動線の常時確保、不審物の発見・処置等を行う。

イ 利用時間外においては、必要に応じ機械警備を実施する等、異常の発生に際しては速やかに対応できるようにする。（現行の警備方法は別表２のとおり）

ウ 警備業務従事者は、警備業法（昭和４７年７月５日法律第１１７号）上の適格者であり、専門的な知識、技能、資格と経験を有する者とする。

エ 混雑時等においては適宜駐車場整理にかかる警備員を配置する等混雑の緩和、安全確保に努めるとともに、公園周辺交通状況について地元警察署からの依頼等については、積極的に協力する。

(11) 園内巡視及び利用指導に関する業務

ア 利用者が安全・快適に本公園を利用できるよう園内巡視を常に行う。

イ 常に利用者及び来園車両の動向を総合的に判断し、適切な利用指導と管理が迅速に行われるよう努める。

ウ 不適当な利用者、愛知県都市公園条例第３条で規定される禁止行為をした者及び明らかに危険の恐れがあると認められる者については、直ちにこれを制止して、適正かつ安全な利用が図られるよう努める。

(12) その他利用者へのサービスに関する業務

車椅子等利用者へのサービスに関する備品等の貸出及び管理を行う。

(13) 指定期間中における未供用部の整備に係る安全管理業務

指定期間中における未供用部の整備については、工事車両等による資材の搬入や、重機による施工が行われるため、施工者との連絡を緊密に行う等、施設利用者の安全確保に向けて適切な対応をする。

5 植物管理業務

業務の対象は、樹木、芝生、花壇、草地、樹林等とする。病虫害防除や施肥の実施、樹木の剪定、芝刈り、除草等は、最も適切な時期や方法を選び実施する。植物管理業務には、専門的な知識、技能を有するものがあたるものとし、植物管理実施方法については、国土交通省都市局の「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」及び国土交通省都市・地域整備局公園緑地課監修「造園施工管理技術編」（一般社団法人日本公園緑地協会発行）第８編造園管理を参考にして実施することとする。実施回数及び作業範囲等は、別表３を参考とし公園利用者が安全かつ快適に利用できるよう留意し、指定管理者の判断で行うこととする。

また、県が策定した県営都市公園植生保全計画（令和３年３月策定）を参考に、生物多様性確保に配慮した植生管理を行うこと。

(1) 留意点

ア 植物管理について、年間及び指定管理期間中の長期的な管理計画を作成し、計画に沿った植物管理作業マニュアルを作成すること。

イ 長期的な視野を持ち、植物を健全に維持管理するため、植物の状態を常に調査、点検を行い、植栽植物の目的や機能が十分発揮できるよう努めること。

特に、樹木管理台帳が整備された樹木は、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」を参考に、適切な維持管理に努めるとともに、変状があった場合には、適宜台帳の更新を行うこと。

ウ 植物管理費の低減や公園の魅力向上を図るため、新たな植物管理手法の導入や開発及びその手法の効果の検証、ボランティア等との協働作業等について積極的に取り組むこと。

エ 公園内における貴重な植物については、保全活動を行っている市民団体との連携を図りながら、県営都市公園植生保全計画を参考に保全・保護に努めること。

オ 剪定、伐採等による発生材については、極力、園外へ持ち出さず、園内でリサイクル活用し、資源の再利用を図ること。

カ 農薬の使用にあたっては「農薬安全使用指導指針」を遵守すること。

6 施設管理業務

業務の対象は、建築物、電気設備、機械設備、建築物付属備品、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、便益施設、給排水施設、工作物等（以下「建築物等」という。）とする。業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守すること。施設管理業務には、専門的な知識、技能、資格を有する者があたるものとし、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（一般財団法人建築保全センター発行）」、国土交通省の「公園施設の安全点検に係る指針（案）」及び「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」、国土交通省道路局国道・技術課の「基礎データ収集要領（道路橋）」、日本林道協会及び木橋技術協会が作成した「木橋定期点検要領（案）」を参考にして実施することとする。実施回数及び実施範囲などは別表4、5を参考とし、公園施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう留意し、指定管理者の判断で行うこととする。

（1）留意点

ア 施設管理について、年間及び指定管理期間中の長期的な管理計画を作成し、計画に沿った施設管理作業マニュアルを作成する。

イ 長期的な視野を持ち、健全に施設を維持管理するよう努める。

ウ 施設管理費の低減を図るため、新たな施設管理手法等について積極的に取り組む。

エ 県への連絡、報告を密にして計画的な管理を行うとともに、県と協力し事故防止に努める。

オ 施設の管理にあたっては、電気等の効率的利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）など、環境への配慮を行う。

また、愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）に基づき、エネルギーの使用実績について県に報告を行う。

カ 特に、遊具の管理にあたっては「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を遵守すること。

（2）建築物等管理業務

ア 点検業務

建築物等の性能又は機能の維持に必要な点検を行う。

点検にあたっては、管理者による日常点検、集中点検のほか、専門業者による定期点検を実施するとともに、点検結果に基づく適切な点検フォローアップを行うこ

と。

なお、建築基準法第 12 条に基づく建築物の外壁の全面打診調査の取扱いについては、県と指定管理者の間で別途協議する。

イ 保守業務

建築物等の性能又は機能の維持に必要な保守を行う。

ウ 建築物等清掃業務

公園利用者が快適に利用することができ、建築物等の性能又は機能の維持に必要な日常清掃、定期清掃を行う。

エ 異常発見時の処置

異常を発見したときは、速やかに使用停止あるいは応急措置等を行い、必要な指示を受けるものとする。

(3) 園内清掃業務

公園利用者が快適に利用できるよう適切に清掃を行うとともに、公園利用者の支障とならないように十分配慮する。

ア 屋外清掃

園地園路のごみ拾い、四阿等の掃き拭き及びごみ拾い、ベンチ・テーブルの掃き拭きなどを行う。

イ トイレ清掃

園内トイレの便器、洗面台及び灰皿等の洗浄、汚物類の収集と処理、床面掃き拭き、壁面及び鏡の雑巾がけなどを行う。

ウ ごみ搬送

園内ごみ箱内のごみの収集、運搬及びごみ箱の清掃、各施設内で収集されたごみの搬送などを行う。

エ 廃棄物処理

ごみは、紙類、プラスチック類、空缶（スチール、アルミ）、空瓶などに分別し、集積場へ運搬する。公園内の一般廃棄物及び不燃廃棄物を集積所から園外に搬出し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）」等関係諸規程に準じて適正に処理する。不燃廃棄物は、適正な中間処理施設及び最終処分場等に搬入し処理する。資源廃棄物の処理にあたっては、リサイクルに努め、資源の再生化を行う。

7 管理運営において配慮すべき事項

公園敷地内の売店等設置許可施設、管理許可施設の管理者と協調を図り、公園の管理運営に努める。

8 資格

(1) 指定管理者が本書に定める業務を実施するために必要な官公署の免許、許可及び認定等を受けていること。また、個々の業務について本書の規定により再委託を行う場合には、当該業務について当該再委託先がそれぞれ上記の免許、許可、認定等を受けていること。

(2) 指定管理者は、自らの職員又は本書に定める再委託先の職員のうちから公園の管理及び運営に必要な資格を有する者をあらかじめ指名し、公園に配置しなければならない。

ただし、法令等により公園への常駐が義務づけられていない者については、あらかじめ当該資格を有する者の氏名等を県に届け出ることにより公園への配置義務を免除する。

9 再委託

- (1) 指定管理者は、仕様書で規定する業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 前項の業務の主たる部分とは、第5の4「運営業務」とする。
(ただし、第5の4(4)、(8)及び(10)は再委託可とする。)
- (3) 指定管理者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ県の承諾を得なければならない。
- (4) 県は、指定管理者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求できる。

第6 管理運営に要する費用

公園の管理運営に必要な費用については、県が指定管理者に支払う経費（以下「指定管理料」という。）で賄うこととする。

- (1) 県は、公園の管理運営に必要な経費として、予算額の範囲内で年度ごとに指定管理料を支払う。この場合の支払時期や方法については協議のうえ決定し、年度別協定で定める。

なお、県が園内の照明灯をLED照明灯へ更新した場合には、県から指定管理者に対し、LED導入前後の電気代の差額分について、指定管理料の減額協議を行う。

その他、指定期間中に、一部施設の維持管理等を指定管理者業務の範囲から外す場合がある。その際、現に実施しなかった当該業務に係る管理運営費（人件費を含む）を控除して指定管理料を支払う場合がある。この場合において、指定管理者業務の対象外とした施設に有料施設が含まれる場合には、当該利用料金は指定管理者の収入としない。

- (2) 額の確定後は、運営によって過不足が生じた場合でも、原則として指定管理料の変更は認めない。

第7 経理

1 予算執行

公園は公の施設であることに鑑み、指定管理者は適正な経理を行わなければならない。

2 経理規定

指定管理者は、経理規定を策定し、経理事務を行う。

3 立ち入り検査

県は必要に応じて、施設、物品各種帳簿などの現地調査を行うことができる。

第8 事業計画書及び事業報告書の提出

- 1 指定管理者は、事業計画書を作成し、毎年度開始2か月前までに県に提出しなければならない。
- 2 地方自治法第244条の2第7項の規定により指定管理者は、1事業年度が終了するごとに、施設管理運営業務について、県から支払われる公園の運営に係る経費の精算書とともに、当該年度事業内容を報告する書類（以下「事業報告書」という）を速やかに提出しなければならない。
- 3 事業報告書に記載する報告内容は、管理運営の実施状況、公園の利用状況、受託及び自主事業の実施状況、収支状況などの事項とするが、具体的内容については協定で定める。

- 4 県は、指定管理者に対しその管理の業務及び経理の状況に関して、定期又は必要に応じて臨時に報告を求めることができる。
- 5 提出された精算書および事業報告書の内容に基づき、指定管理者の業務内容改善の必要があると認められるときは、県は実地に調査し、必要な指示を行う。
- 6 県は提出された事業報告書の内容を確認し、その内容が事業計画の趣旨、内容から逸脱・違反したものであった場合若しくは別に定める基本協定書、当該年度協定書に逸脱・違反するものであった場合又は県の指示に従わない若しくは指示によっても業務内容に改善が見られないと認められた場合は、指定を取り消し、又は業務の一部若しくは全部を停止させることがある。

第9 物品

- 1 県は指定管理者に、公園の管理・運営に必要となる物品（別添「県が定める物品品目別一覧表」参照）について貸与する。
- 2 指定管理者が管理運営費で購入した物品は、県に帰属する。また、指定管理者が自ら所有する物品を持ち込んだ場合及び指定管理者が管理運営費以外の経費により購入した物品については、指定管理者に帰属し指定期間終了時には指定管理者が自らの費用と責任で撤去・撤収するものとする。ただし、県と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は県又は県が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。
- 3 県有物品については、愛知県財務規則に基づき管理を行い、廃棄などの異動については、県と協議のうえ行うこと。
- 4 県有物品については、物品管理台帳を備えて管理すること。
- 5 県有物品の修理（県が貸与する公用車の維持に係る費用を含む）については、指定管理者が負担するものとし、県有物品の更新にかかる経費については、県及び指定管理者で協議し、負担する者を決める。

第10 施設の維持補修・改良、更新

指定管理者が管理運営を行う施設の維持補修・改良、更新に要する経費の負担は次のとおりとする。

（1）維持補修・改良

- ア 法人税法基本通達第7章第8節「資本的支出と修繕費」を基準とし、修繕費に区分される通常の維持管理又は毀損したものの原状回復に要する経費は、指定管理者の負担とする。
- イ アに規定する通達により資本的支出に区分される資産価値を高め又は耐久性を増すために要する経費は、県の負担とする。

（2）更新

- ア 指定管理者の運営上の事由による場合は、指定管理者の負担とする。
- イ 経年劣化による場合は、県の負担とする。

（3）県との連絡調整

- ア 県が実施する修繕に必要な資料を県に提出すること。
施設、設備及び物品等が破損、老朽化により大規模な修繕が必要と認められるもののうち、安全上、管理上、次年度以降の計画的な修繕で対応可能なものについては、原則として毎年1回、県が指示するときに破損の状況、修繕内容、修繕方法、必要金額、緊急性等を報告するものとする。

イ 県は前記アの報告を踏まえ、長寿命化の観点から計画的に実施する修繕項目を選定し、次年度以降、予算の範囲内で修繕を実施するものとする。

第 11 損害賠償等

指定管理者は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、県が特別の事情があると認めたときは、県はその全部又は一部を免除することができるものとする。

第 12 保険への加入

指定管理者は、公園利用者等の事故に対応するため、下記の補償額以上の施設賠償責任保険に加入すること。

・施設賠償責任保険（全施設）

対人賠償 対人 1 名 3,000 万円、1 事故につき 2 億円

対物賠償 1 事故につき 3,000 万円

第 13 指定期間の前に行う業務

- (1) 協定項目について県との協議
- (2) 利用料金等の設定
- (3) 配置する職員等の確保、職員研修
- (4) 業務等に関する各種規程の作成、協議
- (5) 現行の管理団体からの業務引継ぎ

第 14 留意事項

業務を実施するにあたって次の各項目に留意して円滑に実施すること。

(1) 公平な運営

公の施設であることを念頭に置いて、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利不利になるような運営はこれを慎むこと。また、障害者や高齢者等が利用しやすく、イベントや公園管理等に参加できるよう配慮すること。

(2) 県との連携

ア 記録等の作成及び保存

(ア) 管理運営並びに経理状況に関する帳簿類は常に整理し、県から公園の管理運営業務又は経理状況に関する報告や実地調査を求められた場合には速やかに指示に従い、誠実に対応すること。

(イ) 運営業務、施設管理業務の業務状況の記録、各種マニュアル、点検結果記録及び作業記録写真等について県から請求のあった際は、速やかに提示、提出できるようにすること（指定期間終了時には県へ引き継ぐこと。）。

イ 県からの要請への協力

(ア) 県から、公園の管理運営並びに公園の現状等に関する調査及び資料作成等の作業の指示があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。

(イ) その他県が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、行催事イベント、要人案内、監査・検査等）への支援・協力、又は事業実施を積極的かつ主体的に行うこと。

(3) 各種規程の作成

指定管理者が公園の管理運営を行う上で各種規程、要項、マニュアル等を作成する

場合は、内容について県と協議を行うこと。

(4) 新規民間活力導入施設

指定管理期間中に県が新たに民間活力導入施設を募集する際は、県や設置許可業者と緊密な連携の確保に努めるとともに、当施設の設置や管理運営に関して積極的な連携・協力を図ること。

(5) ネーミングライツ

指定管理期間中に県がネーミングライツを導入する際には、公募によりネーミングライツパートナー（以下、「パートナー」という。）を募集するため、協定書などの正式名称を使用しなければならない場合を除き、県とパートナーが締結した契約に従って、愛称を施設の名称として使用するなど、パートナーの権利を確保すること。

第 15 報告

各業務については、業務報告を毎月末日までに前月分を一括して報告するものとする。

第 16 その他

その他、この仕様書に記載のない事項及び業務の内容・処理について疑義が生じた場合は、県と協議を行う。

県が定める物品品目別一覧表（牧野ヶ池緑地）

品名	数量	品名	数量
エアーコンプレッサー	1	理学診療用機械・装置	1
ブロワ	2	発電機	1
電気溶接機	1	テレビ受像機	1
工作物固定保持具	1	草刈り機	14
噴霧機	2	食器戸棚	1
洗浄機械	1	機械器具設置容器・箱	1
印刷機械	1	台	4
鋸機械	1	エアーコンディショナ	1
整地機械	1	歩行トラクタ	1
のこ刃工具	2	オートバイ	1
チェーンソー	4	ボート	1
軽四輪貨物自動車	1	原動機付自転車	1

別表1 主なイベント、行事等(令和6年度実績)

種 別	名 称・内 容	参加人員等
イベント	4月～3月 健康ウォーキング 行くぞ！日本橋	延べ365人（通年）
	4月～3月 みんなでラジオ体操しませんか	延べ4,710人（通年）
	4月 春らんまんのぬりえ	延べ300人（年1回・30日間）
	4月 竹林整備体験（たけのこ堀り）	延べ770人（年1回・4日間）
	4月 ミニ里山体験	24人（年1回）
	5月 5月のぬりえ	延べ300人（年1回・31日間）
	5月 キッズ生き生き運動教室	4人（年1回）
	6月 雨の季節のぬりえ	延べ200人（年1回・30日間）
	6・7月 願いよ届け！七夕かざり	延べ60人（年1回・11日間）
	7月 夏の季節のぬりえ	延べ100人（年1回・31日間）
	8月～10月 インスタフォトコンテスト	8人（年1回）
	8月～1月 パークでポンポン	17人（年1回）
	8月 8月のぬりえ	延べ80人（年1回・31日間）
	8月 牧野ヶ池緑地の生き物を調べよう！	天候により中止（年1回）
	9月～11月 あいち県民の日ぬりえ	延べ550人（年1回・43日間）
	9月 9月のぬりえ	延べ80人（年1回・30日間）
	10月 10月のぬりえ	延べ60人（年1回・31日間）
	10月～2月 野鳥観察会	延べ141人（年5回）
	10・12・3月 まきの楽校	延べ14人（年3回）
	11月 11月のぬりえ	延べ60人（年1回・30日間）
	11月 牧野ヶ池緑地まつり	600人（年1回）
	12月 12月のぬりえ	延べ150人（年1回・25日間）
	12月 クリスマスリースづくり	9人（年1回）
	12月 ミニ門松づくり	15人（年1回）
	12・1月 正月のぬりえ	延べ150人（年1回・21日間）
	1・2月 2月のぬりえ	延べ200人（年1回・29日間）
	2・3月 春の日のぬりえ	延べ350人（年1回・42日間）
	3月 しいたけ原木づくり	19人（年1回）
持ち込みイベント	4月 竹林整備でCO2削減に寄与	200人（年1回）
	5月 狂犬病予防集合注射	97人（年1回）
	5月 名東の日・区民まつり	10,000人（年1回）
ボランティア	4月～3月 団体（竹林整備活動）	延べ1,315人（随時）
	4月～3月 団体（地域猫保護活動）	延べ4,080人（毎日）
	4月～3月 団体（自然保護活動、自然観察会）	延べ40人（月1～2回）
	4月～3月 団体（園内ゴミ清掃）	延べ319人（随時）
	4月～3月 個人	延べ8069人（随時）

別表 2 現行の警備方法

箇 所	区 分	時間帯別警備方法		備 考
		9:00 ~ 17:00	17:00 ~ 9:00	
園内全域	通常	毎日 1 回 巡視 トイレ、遊具、工作物、自販機を 重点的に確認。		
	年末年始	1 日 2 回 合計 6 日間		

※県と指定管理者の協議により、現行の警備方法を変更することも可能です。

別表3 植物に係る維持管理業務

管 理 項 目			内 容			備 考
項目	種別	細目	対象	数量等	年間実施回数	
除草	一般地		園内	38,300㎡	4回	4～11月実施
	芝生広場	芝生広場、児童園、わいわい広場、自由広場	〃	44,516㎡	4回	〃
	芝生地			157㎡	4回	〃
	植込地		園路、広場	16,235㎡	2回	〃
樹木	高木	剪定	整枝、下枝、支障枝	320本程度	1回(適時)	
		伐採	枯木等	40本程度	随時	枯木
	高木臨時	緊急対応	災害時支障樹木	30本程度	〃	台風時倒木伐採
	寄植低木	剪定		10,710㎡程度	1回(適時)	
	カイヅカイブキ等生垣	剪定		100㎡程度	〃	剪定時期に1回/2年程度
	藤棚	剪定		3ヵ所	〃	刈剪定及び景観剪定

別表4 施設に係る維持管理業務

管 理 項 目			内 容			備 考
項目	種別	細目	対象	数量等	実施回数	
ゴミ清掃	日常清掃		園路、広場	19.24ha	年末年始以外毎日	
園路	補修			1式	随時	
	点検			〃	年末年始以外毎日	
駐車場	補修			〃	随時	
	点検			394台	年末年始以外毎日	
多目的広場	補修			1式	随時	
	点検	広場		4,200㎡	年末年始以外毎日	
		照明灯		4基	2年に1回	専門業者による
自由広場	補修			1式	随時	八ッ橋、水中柵等
	点検			25,087㎡	年末年始以外毎日	
ゲートボール場	補修			1式	随時	
	点検			4面	年末年始以外毎日	
芝生広場	補修			1式	随時	
	点検			27,232㎡	年末年始以外毎日	
児童野球コーナー	補修			1式	随時	
	点検			2,512㎡	年末年始以外毎日	
わいわい広場	補修			1式	随時	
	点検			1ヵ所	年末年始以外毎日	
冒険広場	補修			1式	随時	
	点検			1ヵ所	年末年始以外毎日	
竹の小径	補修			1式	随時	
	点検			延長1,340m	年末年始以外毎日	
牧野ヶ池	水位点検			2ヵ所	随時	大雨後に点検
遊戯施設	点検	日常		50基	年末年始以外毎日	
		集中		〃	月1回	集中的点検
		定期		〃	年1回	専門業者による
			標準使用期間を超えた遊具	1式	年1回を追加	専門業者による
	補修			1式	随時	

別表4 施設に係る維持管理業務

管 理 項 目			内 容			備 考
項目	種別	細目	対象	数量等	実施回数	
消防設備	点検		管理棟	〃	年2回	専門業者による
	補修		〃	〃	随時	
工作物	点検	日常	フェンス、車止め、 門扉、ベンチ、案内板、時計塔、モニュメント、藤棚、倉庫、四阿、橋梁、展望台、デッキ等	〃	年末年始以外毎日	
		集中	〃	1式	月1回	集中的点検
		定期	四阿、パーゴラ、藤棚、時計塔	〃	5年に1回	専門業者による(R12年度)
			橋梁	8橋	〃	専門業者による(R9年度)
	補修			〃	随時	
電気設備	受電設備	点検		1基	月1回、年1回	専門業者の年間保守管理
		補修		1式	随時	
	照明設備	日常点検		128基	年末年始以外毎日	
		定期点検		〃	4年に1回	専門業者による (構造的な点検も含む)
		補修		1式	随時	
給水設備	水飲み	点検		7基	年末年始以外毎日	
		補修		1式	随時	
	手洗い	点検		10基	年末年始以外毎日	
		補修		1式	随時	
排水設備	側溝、排水管、桟等	点検		〃	〃	雨天時確認
		清掃		100m	〃	側溝の泥上げ(蓋有)
	浄化槽	日常点検		5ヵ所	年4回	専門業者による
		定期点検		〃	年1回	専門業者の法定点検
		清掃		〃	〃	専門業者による
堆肥原料製造施設	冷却塔	日常点検		1式	年末年始以外毎日	
		定期点検		〃	月1回、年1回	
		清掃		〃	随時	
	真空乾燥装置	日常点検		1式	年末年始以外毎日	
		定期点検		〃	月1回、年1回	
		清掃		〃	随時	
	電気ボイラー	日常点検		1基	年末年始以外毎日	
		定期点検		〃	月1回、年1回	
		清掃		〃	随時	
	その他	原料運搬		1式	適時(月1回)	竹林整備団体と調整
		堆肥化作業		1式	適時(月1回)	竹林整備団体と調整

別表 5 施設（建物）に係る維持管理業務

管 理 項 目			内 容			備 考
項目	種別	細目	対象	数量等	実施回数	
建物	管理棟	日常清掃		1式	年末年始以外毎日	掃き清掃等
		定期清掃		〃	年 1 回	窓拭き、水拭き等
	便所	日常清掃	屋外トイレ	9ヵ所	随時	
		定期清掃	〃	〃	週 2 回	6ヵ所は12～2月は週 1 回
		点検		〃	年末年始以外毎日	
	堆肥原料製造施設	日常清掃		1ヵ所	随時	掃き清掃等
		定期清掃		〃	週 2 回	窓拭き、水拭き等
		点検		〃	年末年始以外毎日	